

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症と診断された際の対応・手順について
成田市教育委員会

児童生徒	<p>発症⇒医療機関を受診し、インフルエンザまたは新型コロナウイルス感染症と診断された場合（新型コロナウイルス感染症の場合、家庭における抗原定性検査キットで確認された場合も含む）は、学校に診断結果を連絡する。</p> <p>⇒学校長より出席停止を指示される。</p> <p>（「出席停止について」の通知文が学校から出される。）</p> <p>療養（出席停止期間）⇒家庭で健康観察をおこなう。</p> <p>○インフルエンザ：発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで</p> <p>○新型コロナウイルス感染症：発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで</p> <p>⇒出席停止期間を終えたら、登校許可証明書を記入し、学校に提出する。</p>
医師	<p>患者を診察して、インフルエンザまたは新型コロナウイルス感染症と診断したら、「発症日」を保護者に伝え、療養期間等について指導する。</p> <p>※インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症については、保護者が登校許可証明書を記載する。（医師が登校許可証明書を記載する必要はない。）</p>
学校長	<p>保護者からインフルエンザまたは新型コロナウイルス感染症の報告を受けたら、出席停止を指示するとともに、「出席停止について」の通知文を渡し、出席停止中の保護者の対応や再登校をする際の登校許可証明書の提出について説明をする。</p>

<インフルエンザ 出席停止期間(例)> ※発症日・解熱日を0日目とする。

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症		解熱	→	→	→	登校	
発症			解熱	→	→	登校	
発症				解熱	→	→	登校

<新型コロナウイルス感染症 出席停止期間(例)> ※発症日・症状軽快日を0日目とする。

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症		症状軽快	→			登校	
発症				症状軽快	→	登校	
発症					症状軽快	→	登校

(様式2)

感染症と出席停止期間の基準 (学校保健安全法施行規則第18・19条)

	疾 病	出席停止となる期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)及び特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第3項第6号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第19条第2号イにおいて同じ) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する新型インフルエンザ等感染症, 指定感染症及び新感染症	治癒するまで (学校保健安全法施行規則第19条第1項第1号)
	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く) 新型コロナウイルス感染症 百日咳 麻疹(はしか) 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) 風疹(三日ばしか) 水痘(水ぼうそう) 咽頭結膜熱 結核 髄膜炎菌性髄膜炎	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで 発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで 解熱した後3日を経過するまで 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで 発疹が消失するまで すべての発疹が痂皮化するまで 主要症状が消退した後2日を経過するまで 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第2種	※病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。 (学校保健安全法施行規則第19条第1項第2号)	
	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで(学校保健安全法施行規則第19条第1項第3号)
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
(その他の感染症) A群溶連菌感染症 ウイルス性肝炎 マイコプラズマ感染症 感染性胃腸炎 その他の感染症 ()		
第3種	※病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。 (学校保健安全法施行規則第19条第1項第2号)	
	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで(学校保健安全法施行規則第19条第1項第3号)
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
(その他の感染症) A群溶連菌感染症 ウイルス性肝炎 マイコプラズマ感染症 感染性胃腸炎 その他の感染症 ()		

(学校保健安全法施行規則第19条第1項第4号) 第1種若しくは第2種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

(様式4) 保護者が作成

令和 年 月 日

保護者 様

成田市立遠山小学校長
(公 印 省 略)

出席停止について (季節性インフルエンザ)

学校保健安全法第19条により、下記のとおり出席の停止を指示します。

季節性インフルエンザについては、医師による「登校許可証明書」の提出は求めませんが、かかりつけの医師の指示に従い登校をさせるようお願いします。

医師の登校許可が出て登校する際には、下記のインフルエンザ登校許可証明書を学校に提出してください。

1 学年・氏名 _____ 年 氏名 _____

2 病 名 _____ インフルエンザ

3 出席停止期間 _____ 発症した後5日を経過、かつ解熱した後2日を経過するまで

.....き り と り.....

インフルエンザ登校許可証明書 (保護者記入)

(あて先) 成田市立遠山小学校長

医師の登校許可が出ましたので本日より登校させます。

1 登校許可年月日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 から (発症した日 _____ 年 _____ 月 _____ 日)

2 医療機関名 _____

令和 年 月 日 _____ 年 氏名 _____

保護者氏名 _____